

令和元年5月7日

安芸農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

安芸農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当組合では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当組合は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理体制を確立するため、金融円滑化管理要領を策定いたしました。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- (3) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店 舗 名	所在地	相談窓口	電話番号
本 店	安芸郡海田町窪町 8 番 8 号	金融共済部 (融資審査健全課)	082-822-6212
海田市支店	安芸郡海田町窪町 8 番 8 号	金融窓口	082-822-4188
東海田支店	安芸郡海田町浜角 2 番 1 号	金融窓口	082-822-2742
畑 賀 支 店	安芸区畑賀三丁目 2 9 番 1 号	金融窓口	082-827-0241
中 野 支 店	安芸区中野三丁目 2 0 番 1 1 号	金融窓口	082-892-0017
中須賀支店	安芸区中野五丁目 9 番 1 5 号	金融窓口	082-893-1120
瀬 野 支 店	安芸区瀬野一丁目 1 8 号 3 1 号	金融窓口	082-894-8102
阿 戸 支 店	安芸区阿戸町 2 6 0 2 - 1	金融窓口	082-856-0111
萩 原 支 店	安芸郡熊野町萩原六丁目 2 5 番 1 7 号	金融窓口	082-854-5302
熊 野 支 店	安芸郡熊野町出来庭五丁目 1 番 1 号	金融窓口	082-854-1131
団 地 支 店	安芸郡熊野町東山 1 番 1 号	金融窓口	082-854-2480
横 浜 支 店	安芸郡坂町横浜中央三丁目 7 番 7 号	金融窓口	082-885-0017
小屋浦支店	安芸郡坂町小屋浦二丁目 2 7 番 3 号	金融窓口	082-886-8021
坂 支 店	安芸郡坂町坂西一丁目 2 3 番 5 号	金融窓口	082-885-1131

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、下記にてお受けいたします。

本店 経営リスク管理室 電話番号 082-822-0137

4 金融円滑化に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制について

金融円滑化管理責任部署を中心に経営改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制とします。

(1) 条件変更を行った中小企業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。

①経営再建計画等の進捗状況の管理

ア. 貸付条件の変更等に際して、経営再建計画等を策定した場合は、当該経営再建計画等の進捗状況を適切に管理します。

イ. 中小企業のお客さまからの要請を受けるなど、必要に応じて経営改善への助言等の支援を実施します。

②新規融資等の信用供与への対応

ア. 貸付条件の変更等を行った中小企業のお客さまに対する信用供与（新規融資・貸付条件の変更等）を適切に検討し、貸付条件の変更等の履歴があることをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込を謝絶しません。

(2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について

特に、農業者のお客さまに対しては、当組合の営農指導センターとも連携し、経営相談・営農指導等を行う体制を整備します。

(3) 機能発揮のための研修等人材育成について

経営相談、経営改善、再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な財務研修、税務研修等を行います。

以上

(別添)

【金融円滑化にかかる基本方針】

安芸農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行にむけ、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
その際、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいり

ます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や瀬作の徹底に努めます。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や瀬作の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制についてその適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附 則

この方針は、平成22年1月27日から施行する。

この方針の変更は、平成25年4月1日から施行する。

金融円滑化にかかる管理体制

